

# 東京税財政研究センター 会報 NO.107

2018.11.5  
発行人 岡田 俊明  
東京都新宿区百人町 1-16-18  
センチュリービル2F  
TEL 03(3360)3871  
FAX 03(3360)3870  
E-mail [tzzkc@nifty.com](mailto:tzzkc@nifty.com)



11月22日(木) PM・1時～  
於・全労連会館(御茶ノ水)  
直近開示の当局資料を活用!  
「税務調査」に立ち向かう

第59回「公開講座」は上記日程で開催されます。  
会場はおなじみとなっています、御茶ノ水駅から徒歩10分ほどの「全労連会館」です。

今回のテーマは

## 1. 東京局の調査方針を読み解きます

報告担当は **岡田 俊明** 会員です。

ここでは、この10月25日に開示された当局資料を使った東京国税局の平成30年度の調査方針を詳細に報告します。この開示資料は、この7月から8月にかけて東京局が開催した全管の個人課税部門、法人課税部門、資産課税部門の特別調査官、統括官会議の資料を収録したもので、センターの開示請求により開示されたものです。

最近の税務調査では、税務調査の手続きを法制化した平成25年1月施行の「改正国税通則法」の諸規定を骨抜きするような調査が行われています。無予告調査や反面調査、7年遡及問題、重加算税の賦課など放置できない諸問題が起きています。

また、担当者間、税務署間、国税局間で取り扱いに大きな差があるなど、法治国家として法律の平等、公平な施行が求められることから大きくはみ出すことも見受けられます。その意味でも、今回の公開講座の課題は喫緊の重要課題です。

次のテーマは

## 2. 消費税で今やるべきことは

報告担当は **小田川 豊作** 会員です。

最近にわかに消費税をめぐる政府の動きが活発になってきました。来年10月の10%への引き上げを既成事実化しようとするさまにも見えます。世論の圧倒的「増税反対」の声に、見るからに姑息なサービスの提供を持ち出すなど、その本質が見え見えます。しかし、この引き上げで生計が立たなくなるなどの深刻な声も聞こえています。税理士としてどう準備を進めるべきか、小田川会員の研究成果がその答えを用意しています。ご期待ください。

**会員以外の税理士にも  
声をかけて大成功を!**

|                         |
|-------------------------|
| 1・申し込み締め切り<br>十一月十五日(木) |
| 2・受講料                   |
| ・センター会員と会員の事務職員 四、〇〇〇円  |
| ・センター会員外 八、〇〇〇円         |
| ・資料のみの購入 三、〇〇〇円         |
| (以上の方は資料が付きま            |
| す)                      |

# 経済の ICT 化 の中で 税制は？

## スマホで確定申告、 「税務手続きの電子化」を急ぐ政府

「平成 31(2019)年 1 月からスマホで所得税の確定申告ができる」というチラシが税務署に置いてあった。スマホを使いこなしていない者としては「エッ」という思いである。これも時代の趨勢であるといっているのであろうか。エストニア、アメリカ、カナダ、フランス、イギリス、スウェーデンのタックスペイヤーは「アタリマエ」、とすまし顔でいうだろう。

こうした税務手続きの電子化を急ぐ背景には「骨太方針」とそれを受けた政府税制調査会の議論がある。周知のように、「骨太方針」とは、2001 年の中央省庁再編に伴い内閣府に新設された総理大臣の諮問機関としての経済財政諮問会議が、毎年 6 月に出版している「経済財政運営と改革の基本方針」の略称。その年の経済運営や財政運営、予算編成方針を決めている。この「方針」は閣議決定され、小泉内閣以来歴代内閣が行っている。

## 「税制全般のオーバーホール」を 強調する安倍内閣

第三次安倍内閣は 2014 年 12 月に発足したが、その翌年 6 月に決定された「骨太方針 2015」の中での「税制改革」の項目では、「経済社会が大きく変化  
する中、税制全般にわたるオーバーホールを進める」

と書いてある。オーバーホールとは、「全てを分解して検査・修理、徹底的に見直す」こと。この「税制全般にわたるオーバーホール」という表現は 2015 年の骨太方針から 2017 年まで全く同じ表現が使われている。2018 年に至っては、税制の項目をさらに踏み込んで、構成、表現を変え、「税制改革の基本方針」と「税制改革」とし、「基本方針」を「経済社会の構造が大きく変化  
する中、税体系全般にわたる見直しを進める」とし、「税制改革」の項では、①歳入改革努力、②働き方改革、③人生 100 年時代、④再分配機能の向上、⑤働き方の多様性への対応、と課題を提起し、「ICT 化の更なる活用等を通じて…税務手続きの電子化を一層推進する」と書き込んでいる。ここでいう「経済社会の構造が大きく変化」とは「経済取引の ICT 化」のことであることは明らかである。

こうした「骨太方針」の方針を受け、政府税制調査会では、経済社会が、IT 化、ICT 化で大きく変化  
する中、「税務手続きの電子化、個人所得課税の見直し」を旺盛に議論していることが資料から伺うことができる。

## アメとムチで「電子化」を推進

前号の会報で、「電子申告義務化の問題点」と題して資本金 1 億円を超える大法人の法人税・消費税の電子申告義務化の問題点を、八代司氏が書いていたが、紙媒体の申告を無効とするなど、「課税当局の効率性や行政コストの削減を前面に押し出し、一方で納税者の手続保障を阻害し、紙媒体を選択する権利を奪って」まで税務手続きの電子化を定着させようとしている。一方、片や、青色申告特別控除を 10 万円引き下げておきながら、e-Tax での確定申告は従来通りの青色申告特別控除を 65 万円にするなどの手法を使っている。アメとムチを使い分けて何が何でも「電子化」を推し進めようとしていることは確かである。今回の「スマホでの確定申告可能」もこれらの一環であろう。(次ページへ)

(前ページより)

## 個人所得課税と

### 電子化に議論集中する政府税制調査会 サラリーマン増税などをはじめとする 大衆課税強化に警戒

税制をどこまで「オーバーホール」するのか、政府税制調査会の議論で注目したいのは、「税務手続きの電子化」の議論とともに、IT化、ICT化の中で経済の取引が変化し、それらの取引の実態把握、所得把握が困難という問題意識があること、所得控除は人的控除に集約化すべきという議論、また、事業所得者（自営業者）の中には、例えばシステムエンジニア、デザイナー、設計士のように取引先の指揮命令を受けて独立して働いているとはいえない専門職種を「雇用的自営」者といい、給与所得者とこれら自営業者（雇用的自営者）の所得区分が曖昧であるという問題意識の中から給与所得者と同一と見るべきという議論、その中から給与所得控除額は「高い」という認識があること。労働基準法の適用がな

い「雇用的自衛」者を給与所得者と同一視し、給与所得者の“必要経費”の大幅引き下げも狙上にある。さらに、現行の所得分類の見直し論もある。

平成 29・30 年度税制「改正」で配偶者（特別）控除の見直し、給与所得控除・公的年金等控除を引下げて基礎控除に振り替えたのは「税制全般のオーバーホール」の一環といえるのか、今後、税制調査会がどこまで「オーバーホール」してくるのか、所得税制がガラリと変わるのか、注目したいとともに、大企業・高額所得者優遇税制の是正とともに、税収がサラリーマンや個人所得者に偏るべきではないことを大いに主張していくべきだろう。

2014 年 12 月に発足した第三次安倍内閣以来「税制全般にわたるオーバーホール」と書き込んだわけであるから、まさに安倍内閣の税制政策というべきであろう。その方針を政府税制調査会がどのように「オーバーホール」してくるのか、税理士たる我々にとっては、無関心ではられない。

(飯島健夫)

## 新入会員紹介

### ※ 会 員

◎師 岡 徹

事務所 〒113-0033

文京区本郷 2-1 3-2

TEL 03-3811-7125

FAX 03-3811-2992



紅葉的那須塩原

\*宿泊手配もしております。詳細はセンターまでお問い合わせください。

## 講演あり、分科会ありの2日間

会場 新宿区北新宿1-8-16 けんせつプラザ東京(大久保駅3分)  
参加費 両日3,000円 1日2,000円



## 「ぐらっといのちを守る税研修会」

全国税労働組合が毎年開催していた、税制、税務行政を研究する全国的な「税研全国集会」が幕を閉じて4年、この集会の大切さを失ってはならないと、様々な団体、個人が結集し実行委員会を立ち上げ、税制、税務行政、社会保障など様々な分野の研究、交流の場を設けることになりました。東京税財政研究センターもその一員として参加します。

# センター活動日誌

- 9.02 東京土建足立支部
- 9.11 東京税経新人会連続講座
- 9.14 税経新人会全国研究集会
- 9.28 埼玉保険医協会
- 10.11 東京土建
- 10.14 相模原土建・民商合同学習会
- 10.16 消費税廃止渋谷各界連絡会
- 10.17 千葉税経新人会
- 10.18 東京税経新人会連続講座
- 10.21 目黒民商
- 10.24 大阪TCフォーラム
- 10.25 全国商工新聞(取材)
- 10.30 センター三役会議
- 10.31 世田谷区生涯大学



安芸の宮島大鳥居

## 開示資料情報

次の資料が10月25日までに開示されました。活用をお願いします。

**全管徴収、所得課税、資産課税、法人課税  
特官、統括官会議(7月5日開催分)**

資料(CDR)の必要な方はセンターまで。センター会員は無料。会員以外は一枚1,000円(送料別)

## 研究部会予定

### 〈法人課税部会〉

12月20日(木)

「消費税増税後の経過予想」

### 〈権利研究部会〉

12月22日(土)

「税制改正大綱の批判的検討」

### 〈個人課税部会〉

11月15日(木)

「消費税増税」

\*参加はどなたでもでき、参加費は無料です。センターへお尋ねを

あるはあるは、起こるは起こるは、驚嘆を通り越して暗たん。大企業の改ざん、政府の改ざん。免振装置の改ざん、日産のデータ改ざん、スルガ銀行の不正融資、神戸製鋼所の改ざん。政府も負けるものかと森友、加計文書改ざん、財務省の文書改ざん、厚生年金の改ざん、そして国税庁がダントツ最悪の障害者雇用数データ改ざん▲最近教育予算など様々な部分で先進国の最低ラインをうろつく日本。世界の目が厳しくなるのは当然。何しろ安倍総理の放つ談話がことごとく改ざんだ。このままでは世相そのものが「改ざん屁の河童。日本の政財界のトツプがやってくるもの」となっていくような気がして恐ろしい▲安倍総理の口からはこれらの事態を憂うる声は聞こえてこない。聞こえるのは憲法改正や消費税10%の実施。それ自体が国民の圧倒的多数の反対の声の改ざんだ。森友・加計しかり、福島原発事故、大企業のデータ改ざんなど決して国も企業も責任を取らない▲そこから見えてくるのは腐りきった資本主義と、腐りきった政府。改ざん事件で大企業の弁明は「納期に間に合わせるため」であり、そこからは儲け第一主義が見えてくる。かつては「金は天下の回りもの」といい、消費者第一が見えていた。今はその面影も全くない。次々と切り捨てていく▲総理は口を開くと「謙虚に」「信頼回復」「反省に立って」「耳を傾け」と繰り返す。空虚だ！▲見えて見ぬふりはこの国の自殺行為だ。気づいた時から。声を上げよう。行動しよう、できるところから。日本の将来のために。スマホに目を奪われず、顔を上げ前を向いて。

(M/I)